

●規程改正の概要

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について
内 容	○「赤ちゃんの頭のかたち外来」の治療費を設定する。 1 概要 乳幼児の頭蓋の非対称性や形状を改善することを目的とした「赤ちゃんの頭のかたち外来」を新設し、頭位性斜頭・短頭と診断された患者さんに対して、あたまの形を3Dスキャナーでスキャンして作成した矯正ヘルメットを提供、装着してもらうことによりあたまの形を矯正する。 2 見込み件数について ヘルメット治療が適応となる中等症から重症の頭の変形は出生数の5－10%に認めるといわれている。山梨県の出生数は年間約5,000名であり、潜在患者数250－500名のうち10%ほどの患者数と見込む。 当院の見込み件数 30件程度／年 3 金額設定について 一律：<u>495,000円(税込)</u> ①矯正ヘルメット費用 300,000円(業者見積りによる) ②診療費等 64,840円 診療報酬規則に基づき算定 ③技師装具士 10,000円×6回 ④消耗品費 14,500円 ⑤事務処理料 10,000円 } 約5% ①～⑤合体に消費税を加える。
施行期日	令和7年1月1日から施行する。

1. 概要

乳幼児の頭蓋の非対称性や形状を改善することを目的とした「赤ちゃんの頭のかたち外来」を新設し、頭位性斜頭・短頭と診断された患者さんに対して、あたまの形を3Dスキャナーでスキャンして作成した矯正ヘルメットを提供、装着してもらうことによりあたまの形を矯正する。

2. 機器の内容

治療機器：リモベビー（一般名：頭蓋形状矯正ヘルメット） 製造販売元：グンゼメディカル(株) ※管理医療機器承認済み
治療目的：生後4～8ヶ月の乳児を対象に頭蓋の非対称性や形状を改善することを目的としたもの
使用方法：あたまの形を測定したオーダーメイドのヘルメットを1日23時間装着し、月1回の診察（ヘルメットの調整）で最長半年間矯正治療を行う

3. 他院の金額設定

(税込み)

	国立成育医療研究センター	大阪市立総合医療センター	長野県立こども病院	兵庫県立こども病院	和歌山県立医科大学病院	平均
対象診療科	形成外科 「赤ちゃんの頭のかたち外来」	形成外科 「乳児の頭の変形外来」	形成外科 「あたまのかたち外来」	脳神経外科 「赤ちゃんの頭のかたち外来」	形成外科 「頭・顔のかたち外来」	形成外科 「赤ちゃんの頭のかたち外来」
保険診療と 自費診療の区別	【保険】 変形性斜頭症等を診断 するまでの診察・検査 【自費】 ヘルメット作成のスキャンから	左記同様	左記同様	左記同様	左記同様	【保険】 変形性斜頭症等を診断 するまでの診察・検査 【自費】 ヘルメット作成のスキャンから
ヘルメット 販売メーカー	①グンゼメディカル ②山口補装具 (ミシガン式)	グンゼメディカル (ミシガン式)	①グンゼメディカル ②ジャパンメディカルパニー (ミシガン式・クルム)	グンゼメディカル (リモベビー)	グンゼメディカル (リモベビー)	グンゼメディカル (ミシガン式・リモベビー)
ヘルメット用3D スキャナー・PC機器	購入	購入	購入	購入	レンタル	購入
自費設定額 (一連の治療)	44万円 (初回一括払い)	42万円 (初回一括払い)	44万円または50～55万円 (メット受取時一括払い)	36万7千円 (初回一括払い)	初回：392,330円 二回目以降都度：5,070円	42万円 (初回一括払い)
実績件数	R4：60件 R5：51件	R4：11件 R5：4件	R4：98件 R5：98件	R4：53件 R5：43件	R5：3件（年間見込み6件） (R5.10月開始)	R4：55件 R5：40件

4. 当院の金額設定 (案)

一連の費用	項目	単位	当院の積算
	設定金額	1回	495,000円
	ヘルメット等業者へ		
			小計 300,000円
	リモベビー	1個	190,000円
	リモベビー データアシスト	1個	40,000円
	調整費	1個	20,000円
	PC+3Dスキャナー（レ ンタル）	1個	50,000円
	診療費等		小計 64,840円
			初診料・乳幼児(372点)×10点=3,720円 再診料・乳幼児(114点)×8回×10点=9,120円 画像等手術支援加算(2,000点)×2回×10点=40,000円 治療用装具採寸法(200点)×6回×10点=12,000円
	技師装具士	—	10,000円×6回=60,000円
	消耗品費	—	14,500円
	事務処理料	—	10,000円
	合計	1回	小計449,340円×税1.1=495,000円

5. 当院の運用

実施場所：形成外科外来
担 当 者：梅澤和也 医師
対 象：4-8か月の乳児
医療行為協力施設：グンゼメディカルの矯正ヘルメットシステム（リモベビー）
※外来で撮影した3Dデータを送信し作成依頼する。

6. 自費価格の設定

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表1ー②中央病院における区分「治療」に「4 赤ちゃんの頭のかたち外来」を追加する。（詳細は別紙）

ヘルメット療法を中止する事例はほぼゼロであるが、患者さんによっては2回目以降に受診料がかかるとなると自己判断で通院を中断してしまう恐れがある。ヘルメットをお渡しして終了ではなく、治療期間中は医師が経過管理をする必要があるため、自己中断の可能性を未然に防ぐために、一律で料金を一括徴収することとしたい。
金額については、長野県立こども病院を参考とし、保険点数に準じて算定する。積算については左記表のとおりである。

初回一括払い：495,000円

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1-②)

新				旧			
(別表1-②)				(別表1-②)			
区分		単位	料金(税込)又は算定方法	納期限	区分		納期限
治療	1 歯の矯正に係る手術	—	保険点数にある埋込歯の抜歯の手技と同程度とする。ただし、手術に必要なアンカー及びアバットメントは、紹介してきた病院が用意する。	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり	治療	1 歯の矯正に係る手術	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり
	2 Qスイッチルビーレーザー照射	—	他病院の治療費を参考とし、理事長が定める。			2 Qスイッチルビーレーザー照射	
	3 PRP(多血小板血漿)療法	1回	診療材料費等の価額を参考とし、理事長が定める。			3 PRP(多血小板血漿)療法	
	4 赤ちゃんのあたまの形外来	—	495,000円	初回診療時		—	